

「投資信託約款・規定」の改定のおしらせ

みずほ信託銀行株式会社は、租税特別措置法の改正の踏まえ、2020 年 12 月 30 日付にて、「投資信託約款・規定」のうち、「特定口座約款」を以下の通り改定いたします。

改定前	改定後
第 1 条～第 1 1 条 (略)	変更なし
第 1 2 条 (1) 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。また、第 18 条に基づき特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。 (2) 当行は特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。	第 1 2 条 (1) 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。また、第 18 条に基づき特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。 (2) 当行は特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。
第 1 3 条～2 2 条 (略)	変更なし